奄 美群島 振 興 開 発 特 別措置 法 区及び小 笠原諸 島 振 興 開 発 特 別措 置 法 の 一 部 を改 正する 法 律 案 (閣

法第四号) (衆議院送付) 要旨

本 · 法 律 案 は、 奄 美 群 島 及 び 小 笠 原 諸 島 0) 特 殊 事 情 に 鑑 み、 そ 0) 基礎 条 件 0) 改 善 並 び に 地 理 的 及 び 自然 的 特

性 に 即 L た 振 興 開 発 を図 る た め、 所 要 \mathcal{O} 措 置 を 講 じようとするも ので あ り、 そ \mathcal{O} 主 な内 容 は 次 0) لح お りで あ

る。

奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 \mathcal{O} 部 改 正

1 奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 0) 有 効 期 限 を 五 年間 延 長 し、 平成三十一年三月三十一日までとすること

とする。

2 法 律の 目 的 に 定 住 の促進を図ること」を追 加 し、 基本 理念並 びに 玉 及び地方公共団 体 の責務に関 す

る規定を創設することとする。

3 奄 美 群 島 に お ١, て、 自 5 0) 責任 で地域 の裁量に基づく施策の展開を後押 しする仕組みとして、 交付金

制度を創設することとする。

- 4 奄 美 群 島 0 産 業 振 興 を図 るため、 市 町 村 が 作 成する産 業 振 興 促 進 計 画 0 認 定 制 度 を 創 設 することと
- し、 計 画 \mathcal{O} 認 定 を受け た 市 町 村 に は、 特 例 通 訳 案 内 士 等 \mathcal{O} 法 制 上 \mathcal{O} 特 例 措 置 及 び 税 制 上 \mathcal{O} 特 例 措 置 を 講

ずることとする。

5 定 住 \mathcal{O} 促 進 を 図 るに当たっ て 必 要となる介護、 医 療、 防災、 自然 環 境保 全 、 エ ネ ル ギ] 対 策、 教育 等

に関する配慮規定を追加することとする。

小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 \mathcal{O} 部 改 正

6

主

務

大

臣

に、

厚

生

労

働

大

臣

文

部

科

:学大

臣、

経

済

産

業

大臣

及 び

環境

大臣

· を追

加することとする。

1 小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 \mathcal{O} 有 効 期 限 を 五. 年 間 延 長 し、 平 成三十一年三月三十一日までとするこ

ととする。

2 法 律 0) 目 的 に 「定 住 \mathcal{O} 促進を図ること」を追 加 し、 基本 理念 並 びに 玉 及 び 地· 方公 共団 体 \mathcal{O} 責務 に 関 す

る規定を創設することとする。

3 小 笠 原 諸 島 \mathcal{O} 産 業 振 興 へを図 るため、 小 笠 原村 が 作成する 産 業 振 興 促 進 計 画 \mathcal{O} 認 定 制 度を創 設 すること

とし、 計 画 0) 認 定を受けた場合には、 特 例 通 訳 案内士 等 0 法 制 上 0) 特 例 措 置及び税制 上の 特 例 措 置 を 講

4 定住の促進を図るに当たって必要となる介護、 医療、自然環境保全、エネルギー対策、防災、 教育等

に関する配慮規定を追加することとする。

三 この法律は、一 部の規定を除き、平成二十六年四月一日から施行することとする。